

小児慢性特定疾病医療費支給制度における 指定医の申請手続について

1 指定申請について

(1) 本制度では、医療費支給認定申請に必要な医療意見書を作成できる医師は、知事や市長の指定を受けた指定医に限られます。

なお、知事や市長の指定を受けた医療機関（指定小児慢性特定疾病医療機関）であれば、指定医ではなくても医療を行うことはできます。

(2) 指定医の指定を受けるためには、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長に申請をしていただく必要があります。

2 指定医療機関の要件・職務

(1) 【要件】

以下のア、イいずれかの要件を満たす医師であること

ア 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、関係学会の専門医（※2）の認定を受けていること。

イ 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、都道府県等が実施する研修（※3）を修了していること。

※1 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。

※2 厚生労働大臣が定めるもの（「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格」）

※3 指定医研修サイト（<https://www.sdtweb.jp/>）にて研修を修了された方は、都道府県等が実施する研修を修了したこととなります。

(2) 【職務】

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に必要な医療意見書を作成すること。

3 指定医の申請方法等

(1) 新規申請

必要事項を記載のうえ、次の書類を提出してください。

ア 小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書

イ 医師免許証の写し

ウ 専門医資格を証明する書類の写し または 研修の修了を証明する書類の写し

(2) 更新申請

対象者には、市から申請書類を送付します。必要事項を記載のうえ、次の書類を提出してください。

ア 小児慢性特定疾病指定医更新申請書

イ 指定通知書の写し

(研修医かつ該当者のみ) 専門医資格を証明する書類の写し

※ 指定期間中に専門医資格を取得した場合

(3) その他

ア 指定後、申請者あてに指定通知を送付します。

イ 指定を行った指定医の氏名等を市ホームページで公表します。

ウ 指定の有効期間は5年間です。指定医は5年を超えない日までの間に、更新申請をする必要があります。(指定医ごと、市からお知らせします。)